

橋北交流会館運動施設の利用に関する規則をここに公布する。

平成28年11月16日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第7号

橋北交流会館運動施設の利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、橋北交流会館の屋内運動場及び屋外運動場（以下「運動施設」という。）をスポーツ活動の場として市民の利用に供すること（以下「施設利用」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設利用時間)

第2条 施設の利用時間は、四日市市立小中学校管理規則（平成13年四日市市教委規則第3号）第3条第1項第1号から第7号までに規定する休業日以外の日で次の区分によるものとする。

区分	利用時間
午前	午前9時から正午まで
午後	水曜日を除き 午後1時から午後4時まで

2 前項の時間以外の施設利用については、四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和56年四日市市教委規則第4号。以下「学校開放規則」という。）第2条及び第4条から第16条までの規定を準用する。

(利用者の範囲)

第3条 施設を利用できる者は、市内に在住する10人以上の者で構成され、次条の規定により利用を許可された団体及び学校開放規則第6条において、学校開放を行う小学校・中学校の施設の利用を許可された団体（以下「学校開放団体」という。）とする。ただし、特に教育委員会が認めた団体については、この限りでない。

(利用許可)

第4条 施設を利用しようとする団体は、橋北交流会館運動施設利用許可申請書（第1号様式）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。ただし、学校開放団体については、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは橋北交流会館運動施設利用許可証（第2号様式）を当該申請団体に交付するものとする。

（有効期間）

第5条 前条に規定する許可証の有効期間は、許可の日から当該許可した日の属する年度の末日までとする。

（申請事項の変更）

第6条 第4条の規定により利用を許可された団体（以下「規則許可団体」という。）は、第4条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（利用許可の取消し）

第7条 教育委員会は、規則許可団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により利用許可を受けたとき。

(2) 規則許可団体としての条件を欠いたとき。

(3) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

（利用手続）

第8条 学校開放団体及び規則許可団体が施設を利用するときは、橋北交流会館運動施設利用申請書（第3号様式）を利用しようとする日の属する月の初日前3月から利用しようとする日の前日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、橋北交流会館運動施設利用日時指定書（第4号様式）を当該申請団体に交付するものとする。

3 前項の日時の指定は申請の順序とする。

（指定の取消し）

第9条 教育委員会は、前条の規定により利用日時の指定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により指定を受けたとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) その他教育委員会が施設の管理上支障があると認めたとき。

（原状回復の義務）

第10条 利用許可団体は、施設の利用が終わったときは、直ちに当該施設を原形に復さなければならない。

(利用者の弁償責任)

第11条 利用許可団体は、施設・設備等を故意又は過失によって破損し、又は滅失したときは、弁償の責めを負わなければならない。

(事故の責任)

第12条 施設利用により発生した事故については、施設・設備等の不備に基づくものを除き、利用者の責任とする。

(経費の負担)

第13条 利用許可団体は、教育委員会が別に定める基準により、当該利用に係る電気料金等の一部を負担しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(教育委員会スポーツ課)

第1号様式（第4条関係）

許可番号 _____

四日市市教育委員会 宛

橋北交流会館運動施設利用許可申請書

橋北交流会館運動施設の利用に関する規則第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

年 月 日

団体名

代表者名

印

記

団体名	
活動内容 (種目)	
代表者	住所 TEL 名前
利用責任者	住所 TEL 名前
会員数	総人数 人 うち市内 人
備考	

※橋北交流会館運動施設利用団体登録用紙（第1号の2様式）を添えて、申請すること

第2号様式（第4条関係）

交 付 年 月 日

年 月 日

橋北交流会館運動施設利用許可証

許可番号 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

上記の団体は、 _____ 年度橋北交流会館運動施設利用団体として登録し、当該施設の利用を許可する。但し、当該施設を利用する際は、橋北交流会館運動施設利用申請書を教育委員会に提出し、利用日及び利用時間の指定を受けること。

四日市市教育委員会 印

橋北交流会館運動施設利用団体登録用紙

団体資料	団体名		代表者名		
	利用施設	体育館	・	グラウンド	
	負担金	対象団体	・	非対象団体	
	利用種目				
	利用用具				
	会費等	・会費（無・有） ※どちらかに○をつけ、有の団体は下の記入をして下さい。 ・入会金 円 ・年会費 円 ・月会費 円 ・その他 （徴収内容によっては、会計報告等の提出をお願いする場合があります）			
No.	団体加入者名	住所（町名）	市外は○	備考	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

「個人情報の取り扱いについて」記載された個人情報については、橋北交流会館運動施設開放事業に使用し、その他の目的で使用する事はありませんので、ご承知いただきますようお願いいたします。

第3号様式（第8条関係）

申請	年 月 日	※受付番号
決裁	※ 年 月 日	

橋北交流会館運動施設利用申請書

四日市市教育委員会

申請者	代表者名	住所	TEL
	団体名及び種目		

下記のとおり 月の利用を申請します。

	監督又は 利用責任者	氏名	住所		※処 理 欄		
			TEL	利用時間	利用施設	参加人数及び内容	許 否
1	日 曜	自至	時時			許 否	円
2	日 曜	自至	時時			許 否	円
3	日 曜	自至	時時			許 否	円
4	日 曜	自至	時時			許 否	円
5	日 曜	自至	時時			許 否	円
6	日 曜	自至	時時			許 否	円
7	日 曜	自至	時時			許 否	円
8	日 曜	自至	時時			許 否	円
9	日 曜	自至	時時			許 否	円
10	日 曜	自至	時時			許 否	円

合 計 円

記入上の注意

- 1) ※印欄は記入しないでください。
- 2) 使用器具等で、特別に必要とする場合は、その旨文書にて別に申請をしてください。

出納確認印
追加明細
.....
.....

第4号様式（第8条関係）

申請	年 月 日	※受付番号
決裁	※ 年 月 日	

橋北交流会館運動施設利用日時指定書

申請者	代表者名	住所	TEL
	様		
団体名及び種目			

四日市市教育委員会

下記のとおり 月の利用日時を指定する。

	監督又は 利用責任者	氏名	住所		※処 理 欄		
			TEL	利用時間	利用施設	参加人数及び内容	許 否
1	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
2	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
3	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
4	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
5	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
6	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
7	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
8	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
9	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
10	日 曜	自 時	時 時			許 否	円
合 計							円

利用上の注意

- 1) 教育委員会の指示に従うこと。
- 2) 許可以外の場所への立入及び備品等を無断で使用しないこと。
- 3) 建物・器具を汚損しないこと。

出納確認印

追加明細

